



男女共同参画担当職員のための

With You さいたま 活用ガイド

2023 年度版

埼玉県男女共同参画推進センター
With You さいたま

目次

第1章	男女共同参画の基礎知識	4
1-1	男女共同参画社会とは	4
1-2	男女共同参画社会基本法の制定までの経緯	5
第2章	With You さいたまを活用しよう	7
2-1	With You さいたまとは	7
2-2	情報収集・提供事業	8
(1)	情報ライブラリー	8
(2)	広報紙「With You さいたま」	8
(3)	男女共同参画パネルの貸出し	8
2-3	相談事業	9
(1)	With You さいたまで行っている相談	9
(2)	デートDV防止啓発	11
(3)	広報・意識啓発	11
	(参考)女性キャリアセンターで行っている相談	11
2-4	講座・研修事業	13
(1)	市町村職員研修	13
(2)	県民向け講座・イベント	13
(3)	出前講座	13
2-5	自主活動・交流支援事業	14
2-6	女性チャレンジ支援事業	14
2-7	調査・研究事業	14
第3章	啓発事業実施のポイント	15
3-1	企画	15
(1)	開催時期に合わせたテーマの選定	15
(2)	講師の選定	15
(3)	出演の依頼	15
3-2	開催日までの準備	15
(1)	広報計画を立てる	15
(2)	チラシを作る／ホームページに掲載する	15
(3)	進行手順を決める	15
(4)	当日の資料、アンケート用紙を用意する	15

企画資料

企画提案書.....	17
チラシ（参考）.....	18

資料

「男女共同参画パネル」等利用申請書.....	19
講師依頼文書例.....	20
進行表例.....	21
会場レイアウト例.....	22
アンケート例.....	23
県政出前講座申込書.....	24

第1章 男女共同参画の基礎知識

1-1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」です。

埼玉県では、全国に先駆けて2000年（平成12年）に制定した男女共同参画推進条例の前文で、次のようにその必要性について述べています。

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

（埼玉県男女共同参画推進条例・前文）

条例の制定からすでに20年が経ちましたが、残念ながら上記の状況は現在でも続いています。

そうしたことから、現在も、県では男女共同参画推進センターを拠点に、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを進めています。

1-2 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

日本では、戦後、1945年（昭和20年）に女性の参政権が実現すると同時に、1947年（昭和22年）に制定された日本国憲法第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されたほか、家族、教育等、女性の人権や地位の向上にとって基礎的な分野で、法制上の男女平等が明記されました。

その後、国連が提唱した「国際婦人年」（1975年/昭和50年）に、メキシコシティで第1回目の世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催され、翌年からの10年間（1976年/昭和51年-1985年/昭和60年）を、「平等、発展、平和」を目標とする「国連婦人の十年」とすることが宣言されました。また会議では、「世界行動計画」が採択され、これを受け日本でも、「婦人問題企画推進本部」ができ、総理府（現・内閣府）に婦人問題担当室が設置され、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」（1977年/昭和52年-1986年/昭和61年）が策定されました。

さらに、1979年（昭和54年）には、国連総会において女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

この条約は、女子に対する差別が、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもので、社会や家族の繁栄の増進を阻害するものであり、女子の潜在能力の開発を一層困難にするものであるという認識の下に、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを目的とした国際条約です。

条約で示された「女子に対する差別」とは、性に基づく区別・排除・制限で、女子が人権及び基本的自由を認識・享受・行使することを阻害したり無効にしたりするものや、その目的をもったもの、とされました。また、この条約で、「固定的役割の変更が男女の完全な平等に不可欠」という理念や、「男女の社会・文化的行動様式の修正」の必要性も明記されています。

日本は、この条約を批准するにあたり、国籍法・戸籍法を改正し、男女の区別なく外国人と日本人の間に生まれた子は日本国籍を取得できるようにしたと同時に、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女必修に向けた法制度の検討を決め、1980年（昭和55年）に署名、1985年（昭和60年）に批准しています。この条約の締約国は、2021年（令和3年）2月現在、189か国となっています。

こうした国際的な動きや国内での政策的な動向を受け、埼玉県でも、1980年（昭和55年）には「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が、1984年（昭和59年）にはその更新版となる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」が策定され、女性の地位向上と男女平等の実現が県の課題として位置づけられました。

1985年（昭和60年）は、国連婦人の10年の最終年にあたり、ケニアのナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開かれました。会議では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（「ナイロビ将来戦略」）が採択されています。これを受け、国内でも「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（「新国内行動計画」）が、さらに1991年（平成3年）には、その改訂版となる「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」が策定されました。同年（1991年/平成3年）には、育児休業法が成立しました。

その後、1994年（平成6年）には、婦人問題企画推進本部が改組され、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されました。

「男女共同参画」という言葉は、この時はじめて使われ、その後の「男女共同参画社会基本法」へとつながっていきます。

また続く1995年（平成7年）には、中国の北京で、「第4回世界女性会議」が開かれ、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この行動綱領は、女性のエンパワーメント（女性が自らの力に気づき、力を取り戻すこと）に関する行動を示すものとされ、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定され、それぞれの目標と、政府や民間団体等のとるべき行動指針が示されました。また、この行動綱領は、各国政府に1996年（平成8年）末までに国内行動計画を整備することを求めました。

こうした流れを受け、日本では、1996年（平成8年）に男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申。ビジョンでは、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討が提言され、同年12月に策定された「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」においてもその検討がうたわれました。

その結果、1999年（平成11年）6月、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。基本法成立後、国は、基本法に基づく基本計画を策定し、2020年（令和2年）12月には、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。

埼玉県では、1986年（昭和61年）に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定した後、1990年（平成2年）にその修正版を策定して条例化を進めました。そして、2000年（平成12年）に男女共同参画推進条例が全国に先駆けて施行されました。

また、「埼玉県男女共同参画基本計画」を5年周期で策定しています。**2022年（令和4年）3月には、2026年（令和8年）までを計画期間とする新たな基本計画を策定しました。**

なお、県内すべての市町村が同様の計画を策定しています。

第2章 With You さいたまを活用しよう

2-1 With You さいたまとは

埼玉県男女共同参画推進センターは、埼玉県の男女共同参画の総合拠点施設として平成14年4月21日に開設しました。愛称を「With You さいたま」といいます。

平成20年5月には女性の就職支援を専門的に行う女性キャリアセンター（産業労働部所管）が設置されました。

また、平成24年8月からは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っています。

With You さいたまでは、以下の6つの柱に沿って事業を行っています。

①情報収集・提供 専門図書室やホームページを通じて情報収集し、提供します。	②相談 人間関係、家族、夫婦、DVなどの悩みの相談を受けます。	③講座・研修 男女共同参画への理解を深める講座やイベントを実施します。
④自主活動・交流支援 市民活動や市町村の支援、活動発表や交流の場を提供します。	⑤女性チャレンジ支援 女性の様々なチャレンジを支援し、ネットワーク作りを進めます。	⑥調査・研究 男女共同参画の課題について調査・研究を行います。

- 開館時間 月～土曜日：9時30分～21時
日・祝日：9時30分～17時30分
- 休館日 毎月第3木曜日（施設点検日）
12月29日～1月3日
- 電話番号 048-601-3111
- ファクシミリ 048-600-3802
- 電子メール m013111@pref.saitama.lg.jp
- ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>

2-2 情報収集・提供事業

(1) 情報ライブラリー

「情報ライブラリー」は、男女共同参画に関する図書、行政資料、ビデオやDVDなどを所蔵する専門図書室です。

【利用案内】

- 蔵書：約 27,920 冊。専門書ばかりではなく、新書や話題の本などもあります。
- 検索：With You さいたまのホームページ又は「埼玉県内公立図書館等横断検索システム」から蔵書検索できます。
- 閲覧：どなたでも自由に閲覧できます。
- 貸出：県内在住・在勤・在学の方は、図書の貸出ができます。
(貸出冊数) 1人5冊まで (貸出期間) 15日間
- 取寄：県内公立図書館で、図書の取寄せ及び返却ができます(県立図書館の図書館便を使っています)。

(2) 広報紙「With You さいたま」

男女共同参画の課題についてわかりやすく解説する広報紙を、年3回(7月、11月、3月)発行しています。

市町村男女共同参画担当課や男女センターの他、公民館、図書館などの公共施設にも配布しています。

(3) 男女共同参画パネルの貸出

男女共同参画のさまざまな課題についてわかりやすく解説したパネルを作成し、貸出しています。

●申込方法

様式(19ページ)を使ってWith You さいたま管理担当にお申込みください。
なお、毎年6月の男女共同参画週間前後はパネルの貸出希望が集中するため、事前に調整を行っています。

●パネルの種類

With You さいたまホームページ

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/support/panel/list.html>

2-3 相談事業

(1) With You さいたまで行っている相談

※DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務も含まれます。

区分／対象等	電話番号／受付時間
電話相談 対象：どなたでも 内容：人間関係、家族、夫婦 DVなどの悩みについて	●電話番号 048-600-3800 ●受付時間 月～土曜日 10時～20時30分 ※年末年始、祝日、毎月第3木曜日はお休み です。 ※匿名での相談が可能です。
インターネット相談 対象：どなたでも	With You さいたまのホームページからご利用 ください。24時間受付。
法律相談【予約制】 対象：女性 担当：女性の弁護士 保育：あり	電話で相談内容を伺った上で、個別に日時を ご案内します。 ●電話番号 048-600-3800 ●相談時間 第2木曜日 17時30分～20時30分 第4火曜日 13時～16時
カウンセリング【予約制】 対象：過去にDV及び性暴力の 被害を受けた女性で、心のケ アが必要な方 担当：女性の臨床心理士 保育：あり	電話で相談内容を伺った上で、個別に日時を ご案内します。 ●電話番号 048-600-3800 ●相談時間 第1・3月曜日 14時～16時
男性のための電話相談 対象：男性 担当：男性の臨床心理士 ※面接相談はありません	●電話番号 048-601-2175 ●相談時間 毎月第1・3日曜日 11時～15時 ※匿名での相談が可能です。
DV被害女性のグループ相談 対象：過去にDV被害を受けた 女性 保育：あり	講座やグループ内での交流を通じ、心のケア と自立を支援します。 日時は年度ごとに決めます。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ DV相談に関するお願い ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

1 被害者から相談があった時

(1) 庁内の連携を密に

- ・ 庁内の関係課で認識を共有するようにしてください。特に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）、支援の留意点、連携機関について、共通理解を持つようにしてください。
- ・ 被害者が相談に来るのは男女共同参画担当や女性相談の部署とは限りません。住民票の閲覧制限、国民健康保険への加入、児童扶養手当、子どもの医療費助成、生活保護受給、学校の転入転出など、それぞれの担当課に直接相談する可能性があります。
- ・ 相談や申し出を受けた課でDV被害について相談を受けた証明書（以下、「相談証明書」という。）が必要となる場合は、どの手続きのために証明書が必要なのか、相談者に十分説明してください。

(2) 相談者の心身の安全を最優先に

- ・ 被害者はDVによって心身に大きなダメージを負い、理解力や記憶力が低下している場合があります。必要な場合は説明メモを渡すなどの配慮をしてください。
- ・ 居住地の市町村役場では、知人や親族が勤めている、加害者が来所するといった可能性があり、被害者が相談をためらう場合があります。その場合は、市町村役場から離れた施設で相談に応じるなどの配慮が必要です。

(3) DV相談証明書発行の趣旨に御理解を

- ・ 当センターは、DV防止法に基づいた業務を行っています。
- ・ DV相談証明書は、被害者が加害者に居場所を秘匿して避難せざるを得ない場合などで生じる、行政サービスの不具合を解消するために発行しています。関係法令に基づき、必要な場合に限りDV相談証明書の申請を相談者に伝えてください。
- ・ 相談証明書について分からない点がある場合は、With You さいたま（代表電話 048-601-3111）相談担当に事前にお問い合わせください。

2 被害者への継続した支援が必要な時

- ・ 被害者はDVのある日常を当たり前だと思っていたり、自分に非があるから暴力を振るわれるのだ、というように感じていることが少なくありません。こうした被害者に対し、With You さいたまでは電話相談の中でDVについての理解を促すような情報提供をしています。必要な場合はWith You さいたま電話相談（電話 048-600-3800）を案内してください。
- ・ 被害者が加害者と離れて生活しようとする場合は、地元の市町村の継続した支援が必要です。With You さいたまでは、警察署の生活安全課への相談を勧めるほか、市町村のDV相談窓口にも相談をするように勧めています。

3 子どもがいる場合

- ・被害者に子どもがいる場合で加害者と同居している場合は、重大な児童虐待に発展する場合があります。相談内容によっては、児童虐待の担当課につなぐようにしてください。
- ・夫婦間のDVを子どもが目撃していることは、面前DVといい児童虐待にあたります。

With You さいたまのDV相談の特徴

- ・「相談内容を問わない」電話相談の中で実施しているため、DVに気づいていない方にも、周囲が相談を勧めやすい。
- ・匿名での相談も可能なので、「避難を希望しない」人でも気軽に相談できる。
- ・土曜日や夜間にも相談可能。(但し一時保護等の機能はありません)。
- ・インターネットでの相談に対応している。
- ・性別(性自認)を問わず対応している。

(2) デートDV防止啓発

若年者のDV相談対応のほか、高校教員などからの相談に助言等を行っています。
また、県内高校を対象に「デートDV防止講座」を実施しています。

(3) 広報・意識啓発

センターでは、相談事業の円滑な実施と県民への相談窓口の周知を図るため、県内相談窓口ガイド等を作成しています。また、DV防止、性暴力防止の意識啓発を図るため、各イベントを実施しています。

- ① 埼玉県内相談窓口ガイドの作成・配布
- ② 性暴力防止セミナーの開催(さいたま市との共催事業 オンライン講座)
- ③ DV防止フォーラム
- ④ 女性に対する暴力をなくす運動(期間:11月12日~11月25日)
 - ・パープルリボンキャンペーンの実施
女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをモチーフにしたタペストリーを県内市町村とWith You さいたままで巡回展示。
 - ・パープルライトアップの実施
女性に対する暴力をなくす運動期間中の11月8日~28日の間、パープルリボンにちなんで、館内をパープルライトアップ。

(参考)

女性キャリアセンターで行っている相談（働き方や仕事に関する相談）

With You さいたまには、「女性キャリアセンター」（産業労働部人材活躍支援課の組織）が入居しており、就業やキャリアアップの相談に応じています。

区分／対象	電話番号／受付時間
電話相談 対象：働きたい女性 働いている女性	●電話番号 048-601-1023 ●受付時間 月～金曜日 10時～11時30分 12時30分～16時30分
面談・オンライン相談【要予約】 対象：働きたい女性 働いている女性 保育：あり	●電話番号 048-601-5810（予約専用） ●受付時間 月～土曜日 9時30分～17時30分
ハローワーク求人の検索 対象：就職を希望する女性	●利用時間：月～土曜日 9時30分～17時30分
ハローワーク求人の紹介状発行 対象：就職を希望する女性	●利用時間：月～土曜日 10時～17時

休館日：日曜日・祝日、毎月第3木曜日、12/29～1/3

2-4 講座・研修事業

(1) 市町村職員研修

各地域での男女共同参画を進めるため、その担い手である市町村担当職員を対象に研修会を実施しています。

例年4月に「初任者研修」を1回開催した後、With You さいたまが開催する各種講演会等を「課題別研修」と位置付けて市町村職員の受講を勧奨しています。

(2) 県民向け講座・イベント

年間を通じ、タイムリーなテーマを選んで講座やイベントを実施しています。

令和4年度の実施状況はホームページを参照してください。

- With You さいたまホームページ 講座・イベント 講座修了報告書

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/event/report/r4/index.html>

(3) 出前講座（県政出前講座）

県男女共同参画推進センター職員が御希望の会場に出向いて講師を務めます。

会場は、当センターの施設見学を兼ねてセミナー室を利用することも可能ですが、その際には主催者に施設予約と利用申請（施設使用料の負担）をお願いしています。

申込方法や申込様式はWith You さいたまホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/support/study/index.html>)

当センターが実施する出前講座のテーマ

テーマ	男女共同参画基礎講座	災害・防災と男女共同参画	知っていますか？ デートDV
内容	地域や職場などで男女共同参画を進めるためにはどのようにしたらよいか。男女平等の現状や課題などを分かりやすくご説明します。 受講対象者や時間に応じた講義内容を設定します。	避難所生活での配慮や日頃の備えなどにおいて男女共同参画の視点を取り入れた防災対策についてご説明します。	交際相手からの暴力「デートDV」は誰もが被害者になる可能性があります。被害者にも加害者にもならないためにはどのようにしたらよいか分かりやすくご説明します。
対象者	一般、学校(児童・生徒)、企業、保護者(学校・幼稚園・保育所)		
講義時間	90分～120分(90分未満も受け付けます)		
担当	事業担当	事業担当	相談担当

2-5 自主活動・交流支援事業

(1) With You さいたまフェスティバル

男女共同参画の視点で活動する県内の団体やグループが行う日頃の活動成果の発表の場の提供と団体間の交流支援を目的として開催しています。

出展団体の募集に当たっては、市町村への協力依頼文書をお送りしています。

令和4年度は、令和5年2月4日（金）～6日（日）10:00～16:00（4日のみ
13:00～16:00）で37団体が出展・参加

令和5年度は、令和6年2月2日（金）～4日（日）予定

(2) トライアル共催事業

男女共同参画の実現に資する活動実績のある団体の支援と育成のため、当センターとの共催事業を希望する団体を随時募集しています。

2-6 女性チャレンジ支援事業

働きづらさやきづらさを抱え、経済的に困難な状況にある女性の自立や就業につながる講座を実施しています。

令和3年度は「生き方セミナー&グループ相談会」という名称で実施していました。

令和4年度は困難を抱えた女性等を対象としたセミナーとして対象を広げて実施する予定です。

2-7 調査・研究事業

男女共同参画に関する課題を取り上げ、調査・研究を行っています。令和4年度は「困難を抱える若年女性支援」をテーマとしました。

第3章 啓発事業実施のポイント

3-1 企画

男女共同参画社会の実現のためには、社会生活上の様々な分野、場面ですべての人たちが男女共同参画の視点を持った行動をするよう啓発する必要があります。

そのため、講座の開催や広報紙等啓発資料の作成に当たっては、目的と対象者を明確に設定することが大切です。

参考として With You さいたまが行っている事務手順を紹介します。

(1) 開催時期に合わせたテーマの選定

講座等の企画は数か月前から1年前に行います。実施する時期にどのような課題、話題が注目されているかを先読みすることが必要です。

また、法令や計画などが施行されるタイミングに合わせることも効果的です。

(2) 講師の選定

メディアによく出る人であれば、過去の資料から、講師候補者の主張や考え方を知ることができます。

(3) 出演の依頼

本人に直接依頼を受けてもらえる場合と、仲介業者や事務所（マネージャー）を通ず場合があります。

With You さいたまでは、直接依頼ができる場合は、まず電子メールで意向を伺います。引き受けていただける場合は、できるだけ直接会って打合せをします。その際、以下の点を確認しています。

【出演依頼のチェックリスト】

- 日時、場所（当日、何時までに来ていただくか）
- 謝金の額と受取方法（金融機関振込先を記入する用紙を渡す）
- 主な対象者（参加してほしいと思っている層、定員）
- 企画の意図（どんな話をしてほしいか、講座のねらいは何か）
- 形式（講義、ワークショップ、講義＋ワークショップ）
- 所要時間（質疑応答の時間をどれくらいとれるか）
- 会場レイアウト（学校形式、ワークショップ形式）
- 会場設備（プロジェクターは必要か、個人PCの持ち込みの有無）
- レジユメ（有無、印刷して参加者に渡すかどうか、データの受領時期）

3-2 開催日までの準備

(1) 広報計画を立てる

参加してほしい層に開催情報を届けるため、広報計画を立てます。With You さいたま

では、以下の手法を活用しています。参加者募集期間をどれくらい取るかを決め、逆算していつまでに何をしておくか、計画します。

- ・ホームページへの掲載
- ・県政記者クラブへの資料提供
- ・チラシの市町村や公共機関、関係団体への配架依頼
- ・ミニコミ誌への掲載依頼
- ・生協などの会員向け情報紙への掲載依頼

(2) チラシを作る／ホームページに掲載する

印刷業者にデザインから印刷までを発注する場合がありますが、With You さいたまでは職員がデザインを考えて、印刷のみを業者に発注することが多いです。

なお、埼玉県ではすべての課・所において、広報媒体を印刷する前に担当者以外の職員がチェックする仕組みになっています。

(3) 進行手順を決める

前日又は当日の準備から、本番終了までの流れをイメージして進行手順を決めます。時間、担当者、準備する物などもまとめて明記しておくことで漏れを防ぐことができます。

(4) 当日の資料、アンケート用紙を用意する

参加者に渡す資料と、感想を聞くためのアンケート用紙を準備します。

企画資料（企画提案書）

令和 年度 講座・講演会開催企画書			
			” =日付=
講座・講演会等の名称: ●●● 講演会			
			担当者氏名
開催日時			会場 セミナー室1～5
講師名（肩書）	（複数ある場合は行を増やしてください。）		
発表者（肩書）等	（事例発表等がない場合は「なし」と記入、複数ある場合は行を増やしてください。）		
対象	一般、市町村職員など60名（うち〇〇大学の学生約30名）		
目的・ねらい	<p>【記載必須】</p> <p>1 現状または昨年度実施結果等から見える本県の課題</p> <p>2 当該講座・講演会開催の必要性</p> <p>3 講座内容(趣旨)</p> <p>4 当該講師の選定理由、略歴及び期待できること</p>		
当日の時間割	<p>[例]</p> <p>13:00 開場</p> <p>13:30～14:30 〇〇氏講演</p> <p>14:40～15:20 〇〇氏、〇〇氏事例発表</p> <p>15:30～16:30 グループ討議・発表</p>		
謝金等経費	<p>[例]</p> <p>◇謝金 講師50,000円(税・交通費込) @10,000円×2時間+交通費相当(さいたま新都心～新神戸往復)30,000円 ※With Youさいたま外部講師支払い基準 民間人専門職等 8,500円～20,000円 を適用</p> <p>◇手話通訳者派遣費用(希望者がいた場合のみ) 18,000円 @9,000円(2時間まで)×2人分</p> <p>◎講師依頼文書発出について別途起案します。</p>		
（広報計画等）	4月第1週		概要決定・講師内諾
	〇月第〇週		講師正式依頼
	〇月〇日	水	彩の国だより(情報版)〇月号掲載エントリー
	〇月〇日	木	無料掲載紙(民間雑誌等)への情報提供
	〇月第3週		記者発表、チラシ配布
	〇月第4週		彩の国だより〇月号掲載
	〇月第3週		ホームページ広報開始
	〇月〇日	水	保育申込締切
	〇月〇日	月	手話申込締切
	〇月〇日	金	開催

親しい間柄でも語り合うことが
難しい性やからだ
について、性別、世代を超えて
語り合う、いわば
おとなのための
性教育
講座です。

おとな

の
性教育



令和4年
10/22 土

13:30~16:00 (13:00開場)

▶ 終了後、YouTube配信します (要申込)

入場
無料

定員
90名
(申込順)

保育
あり
(要申込)

村瀬 幸浩 さん

元一橋大学講師・日本思春期学会名誉会員

×

塩野 美里 さん

「#みんなの生理」副代表

関連図書展示

10/25 まで
3階情報ライブラリー



埼玉県マスコット「コバタン」(さいたまっちゃん)

With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター



様式第1号

「男女共同参画パネル」等利用申請書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県男女共同参画推進センター所長

(申請者)

次のとおり貴センター所有のパネルを借り受けたいので申請します。

パネルの 種 類	(予約済みのパネル名を記入してください。)
期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの ____ 日間 展示期間 年 月 日から 年 月 日まで
利用目的	
搬入搬出 方 法	搬入【センター⇒利用者】(直接 ・ 郵送 ・ 宅配便) 搬出【利用者⇒センター】(直接 ・ 郵送 ・ 宅配便) (いずれかに○をつけてください。)
催事名称	
備考	

※展示を行うイベントや会場のパンフレット等がありましたら添付してください。

担当者名 :

住 所 : 〒

電 話 :

F A X :

メ ー ル :

講師依頼文書例

(文書番号)

令和 年 月 日

〇〇大学教授 〇〇 〇〇 様

〇〇市男女共同参画課長

〇〇 〇〇

市民講座「防災と男女共同参画」における講義について（依頼）

男女共同参画の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、市民講座「防災と男女共同参画」を下記のとおり開催することとなりました。
つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおり御講義くださいますようお願い
申し上げます。

記

1 日時

令和〇〇年〇月〇〇日（日） 午後1時30分から3時30分まで

2 会場

〇〇市民会館 第1セミナー室

所在地：〇〇市本町2-2 電話：048-xxx-xxxx

3 講座の目的

東日本大震災で明らかになった課題やその後の他自治体の取組みをご紹介いただくこ
とにより、市民に防災に男女共同参画の視点を持つことの大切さを知ってもらう。

4 謝金

- ・ xxxxx円（税・交通費込み）
- ・ 別添の「口座振込依頼書」をご記入の上、当日お持ちくださいますようお願い申し上げ
ます。

5 その他

- ・ レジュメのデータは〇月〇日（〇）までにメールにてご送付ください。

担 当：男女共同参画担当 〇〇

電 話：048-XXX-XXXX

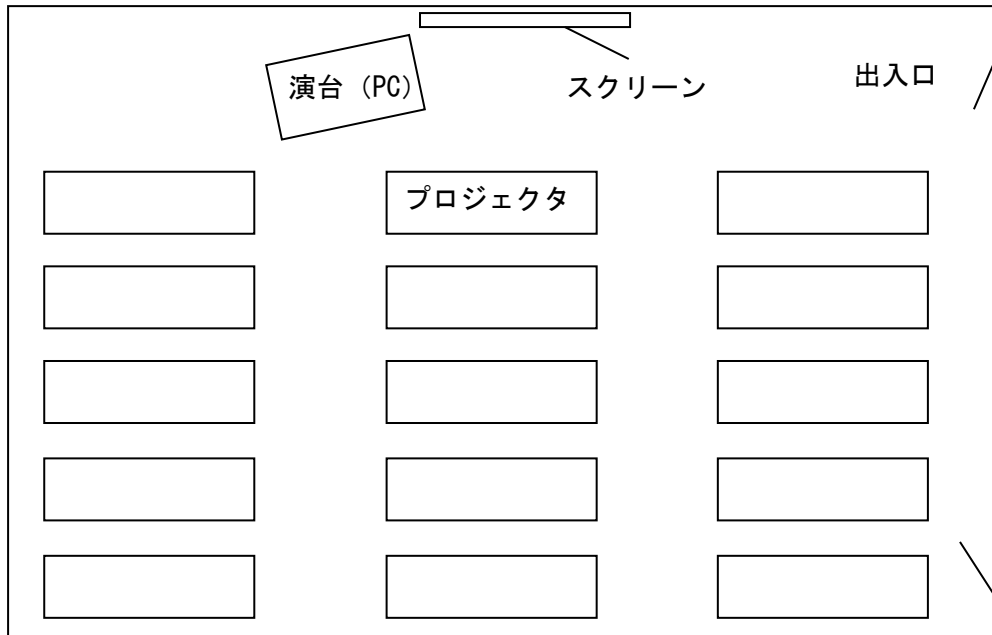
メー ル：XXX.XXXXX@city.XX.lg.jp

進行表例

次第	担当	内 容	その他（担当）
11:00		会場準備、案内板設置、マイク、PC、プロジェクタ設置 配布資料、アンケート用紙（鉛筆）	設営（全員）
13:00	課長	講師到着（控え室：小会議室1へ案内。お茶を用意） （会場を見ていただく）	講師対応 お茶
13:00		受付開始（講演中も途中入場者のために1名は残る）	受付
13:25	司会	・こんにちは。この講座の運営を担当いたします〇〇課 の山田と申します。 ・講座開催に先立ち、ご案内とお願いをいたします。 ○配布資料の説明 ○携帯電話のマナー ○参加者の写真撮影、録音禁止の件 ・なお記録のため係が撮影し、HP、広報紙に掲載する場 合がございます。不都合のある方は、お申し出ください。	壇上に水・おしぼ り 講師を会場へ案内
13:30	司会	それでは「市民講座 防災と男女共同参画」を開催い たします。（主催者あいさつがある場合はここで。） 東日本大震災では多くの方が長期間の避難所生活を 余儀なくされました。男性が中心になって運営される避 難所が多く、女性や子どもへの配慮がなかったために 様々な困難があったことが分かっています。 本日は〇〇大学の〇〇先生をお招きし、避難所でどの ような課題があったのか、それを教訓に全国でどのよう な対策が取られているか、についてお話いただきます。 みなさんも、身近な問題としてお考えいただきたいと思 います。（講師プロフィールを紹介する場合はここで） それでは、〇〇先生、よろしく願いいたします。	写真撮影 途中入場者の整理 質疑用マイク
15:30	司会	〇〇先生、貴重なお話をありがとうございました。 以上をもちまして、本日の講座を終了いたします。 アンケートへのご協力をよろしく願いいたします。 本日はありがとうございました。 <u>（雨天の場合は傘の置き忘れの注意喚起）</u>	講師退場 お茶 アンケート回収 片づけ

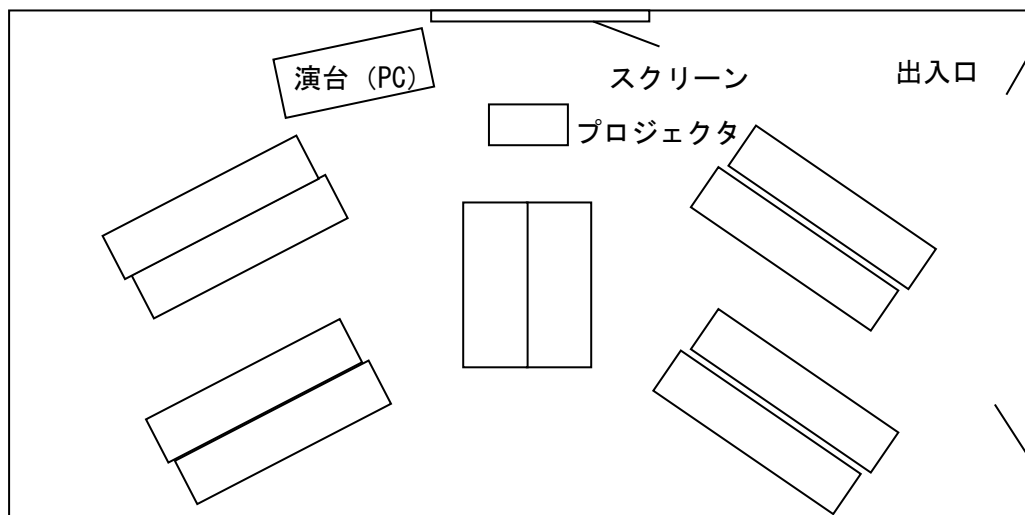
会場レイアウト例 (With You さいたまセミナー室を想定しています。)

○学校形式 (75㎡ 定員40人)



- ・立って講演するか、椅子が必要かは、講師と予め相談しておきます。

○ワークショップ形式 (75㎡ 定員30人)



- ・ワークショップ形式の場合は、比較的小じんまりした講座になります。
- ・グループディスカッション、講師と各グループのやりとり、グループごとの発表などがあることを想定し、レイアウトを調整します。

アンケート例

今後の事業運営の参考のためアンケートにご協力をお願いいたします。

自由記述以外は、該当するものを○で囲んでください。

1	年齢	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
2	住まい	市(区)町村名()							
3	性別	①女性	②男性	③その他					
4	本日の講座はいかがでしたか？								
	①満足		②やや満足		③ふつう		④やや不満		⑤不満
5	講座のご感想、ご意見などをお書きください。								
6	プロフィール〔年齢(1)・性別(3)〕及び感想(5)をホームページに掲載してもよろしいですか？								
	①掲載してもよい ②掲載してほしくない								
7	この講座を受講された動機は？								
	①講師に関心があった				② 講座内容に関心があった				
	③開催日時・場所が参加しやすかった								
	④その他()								
8	この講座を何で知りましたか								
	①チラシ			②市町村広報紙			③ホームページ		
	④知人、友人、家族からのすすめ					⑤その他()			
9	〇〇市男女共同参画推進センターについて								
	①講座に参加したことがある					②名前だけは知っていた			
	③今回初めて知った								
10	今後受けたい講座のテーマ等がありましたら、ご記入ください								

県政出前講座 申込書

申込書を記入後、希望講座テーマの担当課あてに**郵送**または**FAX**でお送りください。
各テーマの担当課は、「講座テーマ一覧」の「申込・問合せ先」に記載しています。

* 申込日	令和 年 月 日	* 印は必須項目です。
--------------	-------------------	-------------

希望講座・日時

* 講座名	
* 担当課所名	
* ご希望の日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

申込者情報

* 申込者(団体)名			
* 住所(所在地)	〒		
代表者名 <small>(団体の場合のみ記入)</small>			
連絡先	* 担当者名		* 電話番号
	Eメール		F A X

実施詳細

集会等の名称		* 参加予定人数	人
* 参加者	一般成人・大学生(専門学校生)・高校生(年)・中学生(年)		
	小学生(年)・その他()		
集会等の概要			
会場情報	会場名		電話番号
	会場所在地		
その他ご要望等	特に説明を希望する内容などありましたらご記入ください。		

(記入上の注意)

必須以外の項目についても、未定、又は該当しない場合を除き、できるだけ記入してください。

(お願い)

- 1 この講座は、主として県政の説明を行うもので、要望や苦情、交渉等をする場ではありません。趣旨をご理解の上、お申し込みください。
- 2 営利、政治活動又は宗教活動を目的とする場合、そのほか出前講座の趣旨に適さない場合は、実施できませんのであらかじめご了承ください。
- 3 お申し込み受付後、講座テーマの担当課から連絡先欄にご記入いただいた担当者の方に打ち合わせの連絡をいたします。

※業務等の関係で、日程等の調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※申し込み後5日(土日・祝日を除く)を経過しても連絡がない場合は、誠に恐縮ですが、講座テーマの担当課までご連絡ください。